

第2期宇治市地域福祉計画

一人ひとりを認め合い ともに支え合う
安心して暮らせる 住民主体の福祉のまちづくり



平成23年3月
宇治市

1. 宇治市地域福祉計画について

計画の目的は？

地域福祉計画は、平成 12 年の社会福祉法改正により、新たに福祉の理念として規定された「地域福祉の推進」を具現化するために、同法第 4 条に位置づけられた地域福祉の推進を担う 3 者（住民、社会福祉に関する活動を行う人々、福祉サービス事業者）が相互連携・協働して生活課題の解決を図り、誰もが地域の中で安心して暮らせることをめざす、福祉のまちづくりの指針となるものです。

本市においては、前述の 3 者に社会福祉協議会、行政を加えた 5 者の協働のもと、平成 16 年 3 月に「一人ひとりを認め合い ともに支え合う 安心して暮らせる住民主体の福祉のまちづくり」を基本理念とした「第 1 期宇治市地域福祉計画」を策定しました。

この計画に基づき、行政には、住民ニーズに対応した施策展開や基盤整備、さらに住民や地域の様々な関係機関や団体等が相互に連携、協働して地域福祉を推進する、住民主体のまちづくりに向けた環境を整備することが求められています。

地域福祉とは・・・

少子・高齢化が進み、また、人々の暮らし方や働き方等が多様化する中で、福祉をとりまく環境も大きく変わってきています。身近な地域社会全体で支援が必要な人たちを支えていくことが、今求められています。

地域の中には、周りにはなかなか見えにくいのですが、いろいろな悩みを抱えた人たちがいます。例えば、

将来への不安やストレスからひきこもってしまっている人

お天気がいいから散歩をしたい、仲間と話がしたいと思っても誰かの手助けがないとできない人

子育ての悩みを 1 人で抱え込んでしまい、自分の子どもにつらく当たってしまう人

等が挙げられます。

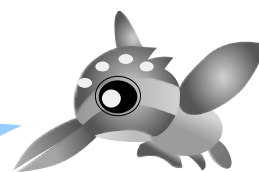
こうした身近な生活上の課題を解決したり、日常生活における自立を支援したりするためには、行政による公的な福祉施策が必要なことはもちろんですが、それだけで対応するには難しいこともたくさんあります。

誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていくためには、地域で暮らす人たちがお互いに出会い、支え合っていくことが大切です。

制度によるサービスを利用することとあわせて、地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり、助けられたりする関係をつくっていくこと、それが“地域福祉”の基本です。

地域でともに支え合う関係は生活している地域への愛着を生みだし、住民が互いに理解し合える地域をつくる一歩となります。

一人ひとりが日々安心して生活することができるように、人の輪が広がり、地域全体がいきいきと明るく元気になっていけたら、それは、大変すばらしいことではないでしょうか。



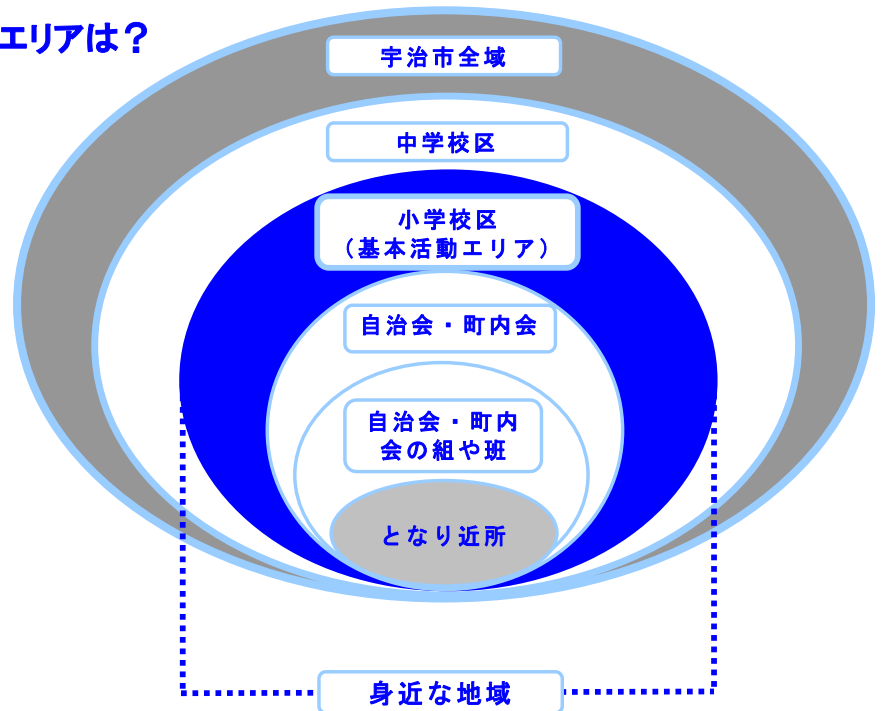
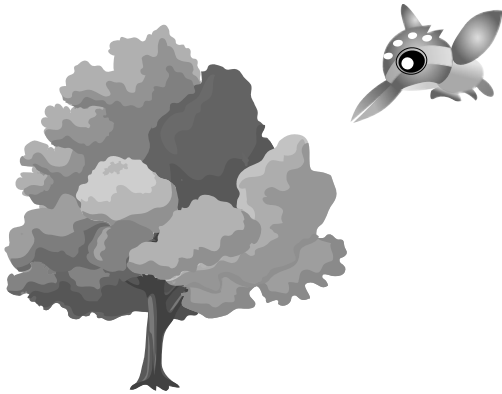
計画の期間は？

計画の期間は平成 23 年度から平成 33 年度までの 11 年間とし、概ね 5 年後に必要な点検・見直しを行います。

2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度

地域福祉を進める基本的活動エリアは？

基本的活動エリアを概ね小学校区とし、実情に応じてよりきめ細やかな活動が実施できるよう重層的なエリアの設定を行い、積極的に地域福祉の推進を図ります。



2. 第2期計画の基本的な考え方について

地域福祉推進の基本的視点

基本理念の実現に向け、本市では以下の 3 つの視点に立って地域福祉を推進していきます。

人権尊重

基本的人権を重んじ誰もが地域で当たり前で暮らせるやすらぎのあるまちづくりを実現します。

住民主体

住民が主体となって地域の元気力を育むはりあいのあるまちづくりを進めます。

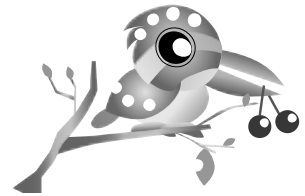
福祉文化の創造

豊かな自然環境や地域の歴史・風土をいかしうるおいのある個性的な地域福祉の創造に努めます。

3. 第2期計画の実施に向けて

地域福祉推進の指針

3つのみ



み 「み（魅）力ある活動を」

既存の活動の拡充と新たな活動の創出をめざします。現在、市内のボランティアグループや市民活動団体等が取り組んでいる様々な活動をさらに魅力あるものにするための取り組みや、新たな活動を生み出すための取り組みを支援し、活動の活性化をめざします。

み 「みんなの手で」

地域福祉活動は、住民、社会福祉に関する活動を行う人々、福祉サービス事業者、社会福祉協議会、行政の5者による協働で行うことが不可欠です。第1期計画と同様、5者それぞれの役割を明確にし、互いに連携・協働しながら、地域福祉の推進をめざします。

み 「み（見）えるかたちに」

地域で行われている様々な福祉活動は、広く周知され、誰もが利用しやすく、また担い手が参加しやすい形にしていくことが大切です。そのためには、必要な情報が必要な人に行き渡る広報やPRの工夫と充実をめざします。

地域福祉推進のプログラム



第2期計画では、5つの地域福祉推進のプログラムのもとに、本市の地域福祉を具体的に推進していくための46の取り組みを位置づけました。

1

安全・安心に暮らせるまちづくり

(1) 個人の尊厳と基本的人権の尊重

- ① 命の尊さや互いの基本的人権を尊重し合う福祉社会実現の取り組み推進・支援

(2) こころと体の健康づくり

- ② 各種予防事業への積極的な取り組み
- ③ 健康に関する情報の積極的な広報による参加者の確保
- ④ サークル活動の支援等による生きがいづくりの推進

(3) 災害時の被害を最小限にとどめる取り組みや生活環境のバリアフリー化の推進

- ⑤ 防災情報の発信や災害ボランティアセンターの支援等、災害時に備えた取り組みの積極的な推進
- ⑥ 災害時の被害を最小限にするための河川等の改修・整備や建築物の耐震改修助成等の推進
- ⑦ すべての人が安全に安心して利用するための公共施設や道路等の計画的なバリアフリー化やユニバーサルデザインの普及促進

(4) 地域による防犯・防災の取り組みの支援

- ⑧ 民生児童委員や学区福祉委員等による一人暮らし高齢者訪問活動、子どもや障害者の見守り活動等の拡充支援
- ⑨ 災害時要援護者避難支援計画に基づく、要援護者情報の共有といざというとき助け合える体制の整備の推進

地域福祉活動への住民参画の推進

(1) 気軽に地域福祉活動に参加できるきっかけづくりの支援

- ⑩ さまざまなイベントが地域福祉活動への参加のきっかけとなるような広報の工夫や継続的に参加してもらえる取り組みの支援
- ⑪ 団塊の世代等、知識や経験を持った人を活動へとコーディネートするしくみの構築

(2) 「向こう三軒両隣」で支え合う福祉文化を育む取り組みの推進

- ⑫ 声かけやあいさつによるご近所とのつながりや世代間交流、ボランティア活動の意義についての積極的な広報・啓発の推進
- ⑬ 学校・地域・家庭の連携による実践的な福祉教育の推進と大学生等の地域交流活動の支援
- ⑭ 地域で支え合うしくみとして、ボランティア切符やエコマネー等の取り組みの推進

(3) ボランティアの育成や活動の支援

- ⑮ 市社会福祉協議会や福祉サービス公社、ボランティア活動センター等との連携によるボランティア・NPOの育成や活動の支援
- ⑯ ボランティア・NPO活動の情報提供が参加者の増加に結びつくような広報・啓発の推進
- ⑰ 企業による企業市民活動（社会貢献活動）が活性化するような取り組みの推進

(4) 地域福祉活動の基盤となる地域コミュニティの育成の推進

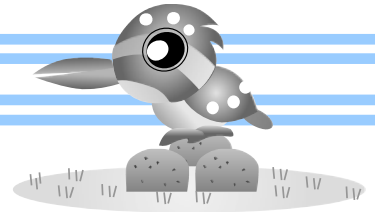
- ⑱ 町内会・自治会の存在意義の周知・広報と、町内会・自治会が行う未加入者に対する町内会・自治会への加入促進の取り組みの支援
- ⑲ 地域のサークルやNPO等、地域で行われる多様なコミュニティ活動の支援

(5) 地域福祉活動や交流の拠点整備の推進

- ⑳ 集会所等の公共施設がより気軽に使いやすくなる取り組みや、学校施設や福祉施設、空き店舗等を地域福祉活動や交流の拠点として活用するための条件整備の推進
- ㉑ 地域にある既存の公共施設の適切な維持管理と計画的な整備・改修

(6) 寄付文化の醸成

- ㉒ 地域福祉活動を支える基盤となる募金活動への積極的な取り組み
- ㉓ 募金の使途を明確にする等、理解を得るための広報・啓発



ゆるやかな支え合い

(1) 支援が必要な人を見守るための取り組み推進

- ㉔ 認知症や障害等の福祉課題について正しい理解の促進や広報・啓発と当事者組織の結成や活動支援
- ㉕ ふれあいサロン活動等、地域とのつながりづくりの支援
- ㉖ 犯罪被害者等の被害の回復及び軽減を図るための広報活動の推進

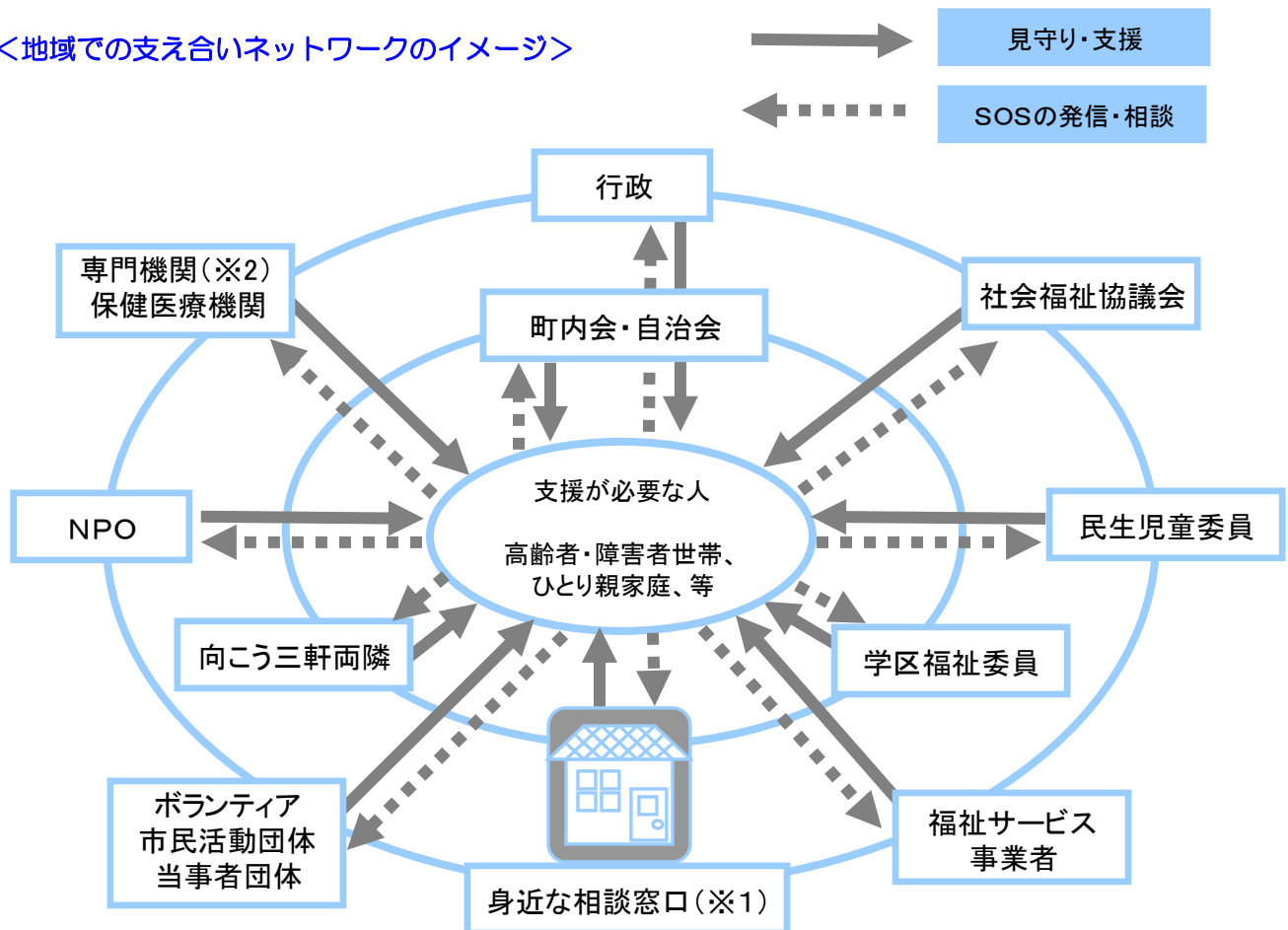
(2) 孤立を未然に防ぐ地域づくり推進

- ㉗ 地域での見守りを通じた様々な情報や事例の共有による、関係機関との連携体制の強化の取り組みの推進
- ㉘ 地域での見守りを通じた虐待やDV、孤独死、自殺の防止、ひきこもり対策等への支援の取り組みの推進

(3) 地域福祉のつどいや地域懇談会等の取り組みの支援

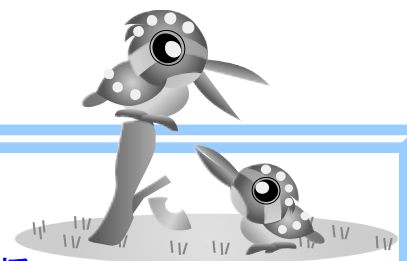
- ㉙ 活動を行っている人々が地域福祉のつどいや地域懇談会において支援の事例や情報を共有することによる連携強化の支援
- ㉚ 地域福祉推進の中核を担う人材としての地域協働コーディネーターの養成と、地域が地域懇談会に主体的に取り組む環境づくりの推進

＜地域での支え合いネットワークのイメージ＞



(※1) 地域の中で身近に相談できる窓口が必要であり、ネットワークである行政、社会福祉協議会、専門機関、福祉サービス事業者等の組織だけではなく、民生児童委員、学区福祉委員等の地域で日常的に活動され利用されている相談窓口を表しています。

(※2) 地域包括支援センター、障害者生活支援センター、地域子育て支援拠点、児童相談所、ケアマネジメント機関、公共職業安定所（ハローワーク）など



4

多様な福祉サービスの創生と展開

(1) 支援が必要な人に対する必要なサービスの円滑な提供の支援

- ③① 第三者評価や利用者アンケート等サービスの向上につながる取り組みの推進
- ③② 地域包括支援センターを中心とした地域包括ケアの構築
- ③③ 子育て世代の支援、子育てを楽しむことができるような環境づくりの推進と、横のネットワークづくりの支援
- ③④ 障害者生活支援センターや地域自立支援協議会等、障害者の相談体制充実の支援

(2) 地域の福祉サービス事業者との連携やNPO法人、市民活動団体への支援

- ③⑤ 保健・医療・福祉の横断的な連携を進めるためのサービス事業者等との意見交換、情報交換の場づくりの推進
- ③⑥ NPO法人や市民活動団体等の主体的な活動の支援

(3) 地域での生活不安や困難に対応する施策や活動の推進

- ③⑦ 失業者や生活困難世帯に対する貸付事業を通じた生活不安の解消の支援
- ③⑧ 失業者や障害者の就労機会や雇用の確保に向けた取り組みの推進

安心して利用できる相談体制や

福祉サービスの情報提供

(1) 困ったときに気軽に相談できるしくみづくりの推進

- ③⑨ 分野別の相談窓口だけでなく、総合的な相談窓口の充実
- ④⑩ 民生児童委員による身近な地域での相談活動充実の支援
- ④⑪ 市社会福祉協議会が実施するふれあい福祉センター相談事業への継続支援
- ④⑫ 地域で支援を必要としている人を行政や福祉サービス事業者、専門分野につなぐ横断的なネットワークづくりの推進

(2) 福祉サービスの利用支援をはじめとした自立支援の取り組みの推進

- ④⑬ 権利擁護の取り組みの積極的な広報による利用者に対するきめ細やかな取り組みの支援

(3) より効果的な広報・情報提供のあり方の検討

- ④⑭ 市政だより・ホームページ、情報誌の発行や掲示板の設置等、分かりやすく正確に伝わる情報発信の推進
- ④⑮ 福祉サービス事業者からの恒常的な情報発信の推進

(4) 利用者の満足度を高める取り組みの推進

- ④⑯ 苦情対応、オンブズマン制度等の利用促進と、事業者への助言・指導・研修等の取り組みの推進

重点取り組み項目



災害時の避難体制の整備

災害時に自力での避難が困難な人（要援護者）の避難支援等が迅速に行われるよう、災害時要援護者避難支援計画に基づき、いざというときに助け合える体制の整備を進めます。また、防災情報の発信や災害ボランティアセンターへの支援等、災害時に備えた取り組みを進めます。

気軽に集まれる地域の活動拠点の確保

既存の公共施設がより気軽に使いやすくなる取り組みや、活動拠点を新たに確保できる取り組みを進めます。

孤立を未然に防ぐ地域づくり

地域での見守りや声かけを通じて、孤立しがちな人を地域全体で見守るため、地域と関係団体、関係機関との連携を強化する取り組みを進めます。

身近な相談窓口の確保

日常生活の中で困っている人や、困っている人に気付いた人が気軽に相談できる相談窓口の充実に向けた取り組みを進めます。また、気軽に相談できる雰囲気醸成に努めます。

適切な情報発信

地域福祉に関する情報を適切に発信するための取り組みを進めます。

4. 地域福祉推進の体制

地域福祉推進の役割



住民

福祉サービスの利用者であるとともに担い手でもあります。みんなで支え合い、助け合う福祉のまちづくりの主体です。

社会福祉に関する活動を行う人々

地域の中で福祉活動を自主的に推進している個人や団体・機関等で、民生児童委員、学区福祉委員、ボランティア、NPO（民間非営利組織）、当事者団体等の人々です。

福祉サービス事業者

住民の生活・福祉ニーズにこたえ安心して利用できるサービスを提供し、地域福祉の向上に貢献する主体です。

社会福祉協議会

住民にとってより身近なところでの学び合い、支え合いを通してまちづくりを進める役割が求められています。地域福祉推進の中核組織としての役割を担う組織です。

行政

住民が抱える地域福祉の課題に対応して、施策の総合的展開を図り、地域における福祉サービス基盤整備と利用促進、福祉のまちづくりに必要な環境整備を進める役割を持っています。

第2期計画の進行管理

住民、社会福祉に関する活動を行う人々、福祉サービス事業者、社会福祉協議会、行政の5者の連携・協働により本市の地域福祉を推進していくため、本計画に基づく各事業の進捗状況等を定期的に点検、評価する組織として「宇治市地域福祉推進委員会」を計画策定後も引き続き設置します。住民や関係機関、団体と連携を図りながら、必要に応じて施策の見直し等を行います。

第2期宇治市地域福祉計画 概要版

発行 平成23年3月
発行者 宇治市健康福祉部 地域福祉室 地域福祉課
〒611-8501 宇治市宇治琵琶3番地
電話 (0774)22-3141 (代)
市ホームページ <http://www.city.uji.kyoto.jp/>

宇治市地域福祉計画

詳しくはホームページを検索してね！

